

事 務 連 絡

令和6年9月19日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長

(公印省略)

自家用車活用事業における大都市部以外の地域における
供給車両数・時間帯の拡充について

標記について、自動車交通部長より別添のとおり事務連絡がありましたので、了知
願います。

事 務 連 絡
令和6年9月18日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長

自家用車活用事業における大都市部以外の地域における
供給車両数・時間帯の拡充について

標記について、令和6年9月17日付けで物流・自動車局旅客課長より別添のとおり事務連絡があったので了知されたい。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用車活用事業における大都市部以外の地域における
供給車両数・時間帯の拡充について

配車アプリが普及していない地域においては、タクシー事業者から自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）の実施意向があった場合は、「簡便な方法」として、金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日・時間帯とし、当該営業区域内のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなしているが、これらを超えて日本版ライドシェアによる供給が必要な曜日・時間帯について、具体的な申し出があった場合や供給が足りないと認められる場合においては、下記の取扱いにより、日本版ライドシェアが稼働できる曜日・時間帯や使用可能車両数の拡大を可能とする。

記

1. 曜日・時間帯の拡大について

- (1) タクシー事業者から、タクシーが不足する曜日・時間帯に関して具体的な申し出があり、管轄の地方運輸局等が必要と認める場合、「自家用車活用事業の進め方」（令和6年3月29日）【別添】2. 注）①の曜日・時間帯に関わらず、日本版ライドシェアが稼働できる曜日・時間帯を指定・拡大することができる。
- (2) (1)の申し出を行うにあたっては、タクシー事業者より、配車依頼件数（時間帯毎）、承諾件数（時間帯毎）など、タクシーが不足している曜日・時間帯が把握できる運行実績を収集し、提出させること。
- (3) (1)の申し出があった場合には、当該営業区域内のタクシー事業者にその旨を周知することとし、申し出を行ったタクシー事業者以外のタクシー事業者から運行実績の提出があった場合には、同実績も斟酌することとする。

2. 使用可能車両数の拡大について

- (1) 日本版ライドシェアの使用可能車両数の全てを各タクシー事業者に配分する通知を行った地域において、タクシー事業者から、使用可能車両数の引上げに関する申し出があり、管轄の地方運輸局等が必要と認める場合、営業区域内のタクシー一台数の10%まで使用可能車両数を引き上げることができる。

- (2) (1)の申し出を行うにあたっては、タクシー事業者より、配車依頼件数（時間帯毎）、承諾件数（時間帯毎）など、タクシーが不足していることが把握できる運行実績を収集し、提出させること。
- (3) タクシー事業者から(1)の申し出があった場合には、当該営業区域内のタクシー事業者にその旨を周知することとし、申し出を行ったタクシー事業者以外のタクシー事業者から運行実績の提出があった場合には、同実績も斟酌することとする。

3. モニタリング

(1) 営業収入による確認

- 1. 又は2. の拡大を受けて日本版ライドシェアを実施するタクシー事業者は、1. 又は2. の拡大前後のタクシー1台あたりの営業収入を比較し、減収となっていないか確認することとする。

(2) 実車率による確認

- 1. 又は2. の拡大を受けて日本版ライドシェアを実施するタクシー事業者は、1. 又は2. の拡大前後のタクシー実車率を比較し、実車率が低下していないか確認することとする。

(3) 実施状況の報告

- (1)及び(2)を確認するため、1. 又は2. の拡大を受けて日本版ライドシェアを実施するタクシー事業者は、以下の項目について、毎月10日までに前月分の数値を管轄の運輸支局等に報告することとする。

なお、1. 又は2. の拡大を受けて自家用車活用事業を実施するタクシー事業者以外の事業者からも項目の提出があった場合には、同内容も斟酌することとする。

<提出を求めるデータ>

①タクシー車両

日車營收（月毎）、実車率（走行キロ／実車キロ）（月毎）、配車依頼件数（日毎）、承諾件数（日毎）、

※前年同月のデータも求める。

②自家用車

稼働車両数（日毎）、運行回数（日毎）、

- (4) (1)、(2)、(3)その他地方運輸局が求める情報を踏まえ、必要に応じ本省等と調整の上、供給過剰が発生するおそれがあると判断した場合は、使用可能車両数を減じることとする。